

# 平成31年度 奈良の木を使用した住宅への助成制度 募集要項

奈良県では、県産材の利用拡大を図るため、県産材使用住宅への助成を実施します。

本助成制度は、

- ① **県内外**で**奈良県地域認証材**を使用した住宅工事を行う際に助成する**奈良県地域認証材**使用住宅助成事業
  - ② **県内外**で**奈良県産材**を使用した住宅工事を行う際に助成する**奈良県産材**使用住宅助成事業
- の2つがあります。

- 奈良県地域認証材とは・・・奈良県地域材認証制度（奈良県産材であり、かつ強度や含水率等において一定の品質基準を満たしたものであることを認証する制度）により認証された木材のことです。
- ※ 奈良県地域認証材についての詳細は、奈良県地域材認証センターのホームページ（<http://www.nara-ninshozai.jp/>）をご覧ください。
- 奈良県産材とは・・・・・・奈良県産材証明制度（合法的に県内の森林から産出された木材であることを証明する制度）により証明された木材のことです。

## 1. 募集期間

平成31年4月16日（火）～令和2年2月19日（水）【必着】

※先着順で受付いたします。

※募集期間内であっても申込み件数が予算に達した場合は締切とさせていただきます。

## 2. 補助対象者

- (1) 地域認証材又は県産材を使用し、持家住宅（個人が自らの居住の用に供するために自ら所有する住宅）の新築、増築、改築又はリフォームを行う所有者
- (2) 地域認証材又は県産材を使用し、分譲住宅の新築を行う事業者（賃貸住宅・モデルハウスは対象外）

ただし、当該事業者はポスター、チラシ等において本事業について掲載し、また住宅の買主に対して本事業を活用した物件であることを周知してください。なお、広告に使用したポスター、チラシ等については実績報告時に提出してください。

## 3. 補助対象住宅

- (1) 一戸建ての住宅  
(店舗等の用途を兼ねるものを含む。ただし、住宅部分に限る。)
- (2) 共同住宅等

## 4. 補助要件

(1) **構造材**使用に係る補助金を申請する場合（内装材使用に係る補助金申請と併用する場合を含む）については、**上棟予定日の20日前まで**に、**内装材**使用に係る補助金のみを申請する場合（構造材使用に係る補助金は申請しない場合）については**工事完了予定日の20日前まで**に、申請書を提出すること。（必着）

※ 提出日は、「受付窓口での受理日」となります。

※ 補助金の交付は、1戸につき1回限りですので、構造材と内装材を併せて申請する場合は、上棟予定日の20日前までに、構造材と内装材の両方を一度に申請してください。

(2)実績報告書を工事完了後10日以内かつ令和2年3月12日までに提出すること。

(3)建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する住宅であること。

(4)申請者は住宅等の構造又は外観、内部等の写真、認証材及び県産材の使用量並びに施工場所（市町村名）について、県のパンフレット、ホームページ等に掲載することに同意すること。

(5)当該事業に係るアンケート調査に協力すること。

## 5. 補助金額

補助金額は下記のとおり。

構造材 (円)		
使用量	認証材	県産材
5㎡以上	150,000	100,000

※一律

内装材 (円)		
使用量	認証材	県産材
20㎡以上	100,000	50,000

※一律

## 6. 対象部材

(1)構造材・・・木造軸組工法（在来工法）の構造躯体における、土台、柱（管柱、通柱及び間柱を含む。**ただし、間柱は奈良県産材使用住宅助成事業のみ対象**）、梁（小屋梁を含む。）、桁、胴差、大引又は構造用合板

(2)内装材・・・室内の見える部分に使用される木材（床、壁、天井材、階段）

※上記以外の部材は対象外です。

（例：母屋、棟木、垂木、筋交い、火打、束、外壁など）

## 7. 他の補助金との併用について

他の補助制度との併用は可能ですが、他の補助制度側の併用に関する要件は、申請者においてご確認ください。

## 8. 提出書類 ※「正副2部（副本はコピー可）」が必要です。（交付請求書のみ1部）

### 1 補助金交付申請書の提出（提出期限：令和2年2月19日まで）

【提出書類】

- (1) 奈良県地域認証材使用住宅助成事業・奈良産材使用住宅助成事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 認証材構造材使用（予定）内訳書（第2号様式）、認証材内装材使用（予定）内訳書（第3号様式）、県産材構造材使用（予定）内訳書（第4号様式）又は県産材内装材使用（予定）内訳書（第5号様式）
- (3) 付近見取図
- (4) 各階平面図（リフォームの場合はリフォーム部分の平面図でも可）
- (5) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し（建築確認申請を要しない住宅等については、建築基準法第15条第1項の規定により届け出た建築工事届（ただし、行政機関が受理したことを確認できるもの）の写し）（増改築及びリフォームで、建築確認申請及び建築工事届を要しない場合は不要。）
- (6) 工事請負契約書の写し（ただし、分譲住宅で建築業者と販売業者が同一の場合等、工事請負契約書が存在しない場合は不要。）
- (7) 同意書（第6号様式）  
※分譲住宅の事業者が申請する場合は、買い主に対して、住宅の写真等を県がHP等に使用する可能性があることについて説明してください。
- (8) 事務委任状（第7号様式）及び代理として申請を行う者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）（申請者の代理申請を行う場合に限る。）  
※「本人確認書類」については、申請代理者の事務担当者のものを添付してください。
- (9) 申請書類確認書（提出書類のチェックシート）

### 2 実績報告書の提出（提出期限：令和2年3月12日まで）

【提出書類】

- (1) 奈良県地域認証材使用住宅助成事業・奈良産材使用住宅助成事業完了実績報告書（第10号様式）
- (2) 認証材構造材使用内訳書（第2号様式）、認証材内装材使用内訳書（第3号様式）、県産材構造材使用内訳書（第4号様式）又は県産材内装材使用内訳書（第5号様式）
- (3) 工事完了証明書（第11号様式）
- (4) 木材・木製品の合法性・持続可能性証明書（奈良県地域認証材証明書）（第8号様式）又は木材・木製品の合法性・持続可能性証明書（奈良県産材証明書）（第9号様式）
- (5) 納品伝票の写し

**留意事項に関して、「納品伝票の写しについて」（8・9ページ）を必ずご確認ください。**

※ 仲介業者等を通じて納品されている場合、各事業者間で発行された複数の納品伝票の写しが必要となる場合があります。

## (6) 写真

**留意事項に関して、「写真の撮り方について」(10ページ)を必ずご確認ください。**

※ 補助金支出の根拠となる重要な証拠となるので、誰が見ても分かるように撮影して下さい。(ピントが合っている、見やすい、など)

①工事着手前の写真(新築の場合は不要)

②補助対象部位ごとの木材の使用状況等を確認することができる写真

※ 補助対象部位は全種類の写真(1部位につき最低1枚以上)が必要です。

※ 構造材については、上棟時の(内装工事着手前の)、梁、柱、土台等、構造材が見える状態の時に、補助対象となる各部材毎に、各場所に使われていることを確認できる写真を撮ること。

※ 内装材については、なるべく据え付け家具や設備等と一緒に撮るなどして、各階平面のどこに使用されているのか分かるような写真を撮ること。

※ 写真がない部位は補助対象外となります。

③完成写真(新築・増改築の場合は外観全景、リフォームの場合はリフォーム部分)

(7) チラシ・ポスター等の写し(分譲住宅の場合のみ)

(8) その他知事が必要と認めるもの

(9) 実績報告書類確認書(提出書類のチェックシート)

※ (2)と(5)の内容(使用部位名、樹種、長さ、断面寸法、本数等)は、突合できるようにしておいてください。

例えば、納品された木材の本数より、実際に使用した本数が少ない場合等、(5)の木材の明細と(2)に記入する木材の内訳が一目で突合できない場合は、(2)の様式の左側に記載の木材の番号を、(5)の該当する木材の横に手書きで記入するなどして分かるようにしてください。

## 3 請求書及びアンケートの提出(提出期限:令和2年3月19日まで)

【提出書類】

(1) 奈良県地域認証材使用住宅助成事業・奈良産材使用住宅助成事業補助金交付請求書(第12号様式)

(2) アンケート

※アンケート用紙は請求書と同時に提出してください。

## 4 変更申請

補助金交付申請額の減額(増額は認めない)を伴う変更が生じる場合は、変更交付申請書(第13号様式)に、変更内容に応じた必要書類を添付し、**実績報告書の提出前**に提出する必要があります。

(例) 地域認証材の「構造材および内装材」の申請から、地域認証材の「構造材のみ」の申請への変更など

**※ただし、「地域認証材の申請から、県産材への変更申請」及び「県産材の申請から、地域認証材への変更申請」は認められません。下記のとおり対応して下さい。**

補助金交付申請書を提出した後、使用する木材を奈良県地域認証材から奈良県産材(または奈良県産材から奈良県地域認証材)に変更する場合は、利用辞退届(第14号様式)を提出した上で、あらためて「8. 提出書類」に記載されたすべての補助金交付申請関連書類の提出が必要です。なお、この場合においても、「4. 補助要件」に記載の要件をすべて満たしていることが条件となります。

## 5 辞退

木材の使用量が補助要件を満たさなくなった等、何らかの理由により補助金交付の辞退をする場合は、利用辞退届（第14号様式）を提出してください。

## 9. 現地検査

交付申請書類の受理後、抽出により現地検査を行う住宅を決定します。対象住宅の申請者（申請代理者がいる場合は申請代理者）となった方に連絡し、検査日の日程調整等を行います。

### 【検査の時期】

- 構造材の検査の場合・・・上棟後、内装工事に着手する前  
（補助対象となる構造材が見える状態の時）
- 内装材の検査の場合・・・工事完了後、物件の引き渡し前

### 1 事前の提出書類

検査対象住宅の申請者は、現地検査等を受ける日までに次の各号の書類を提出してください。

- (1) 木材・木製品の合法性・持続可能性証明書（奈良県地域認証材証明書）（第8号様式）又は木材・木製品の合法性・持続可能性証明書（奈良県産材証明書）（第9号様式）の写し
- (2) 納品伝票の写し
- (3) その他知事が必要と認めるもの

### 2 検査当日の流れ

#### (1) 部材の確認

検査員が検査対象住宅の建築現場に出向き、使用されている部材を目視し、事前の提出書類に記載の部材、使用量等との突合を行います。

認証材については、含水率計により含水率を確認し、認証材シールを確認します。

#### (2) 写真の撮影

補助対象部位ごとの木材の使用状況及び施工状況を写真撮影します。

## 10 . 受付窓口、受付時間

### 【令和元年5月16日まで】

- (1) 受付窓口：奈良県木材協同組合連合会へ持参、または郵送してください。  
※郵送の場合は、簡易書留等受け渡しが確実な方法とし、提出期日までに必着するようにお願いします。
- (2) 受付時間：募集期間(平日)の午前9時～正午、午後1時～午後4時  
(土曜日・日曜日・祝日は受付できません)

■奈良県木材協同組合連合会  
〒634-0804 奈良県橿原市内膳町5-5-9  
電話番号 0744-22-6281  
FAX番号 0744-24-4587

### 【令和元年5月17日以降】

決定後、改めて下記HPでお知らせします。

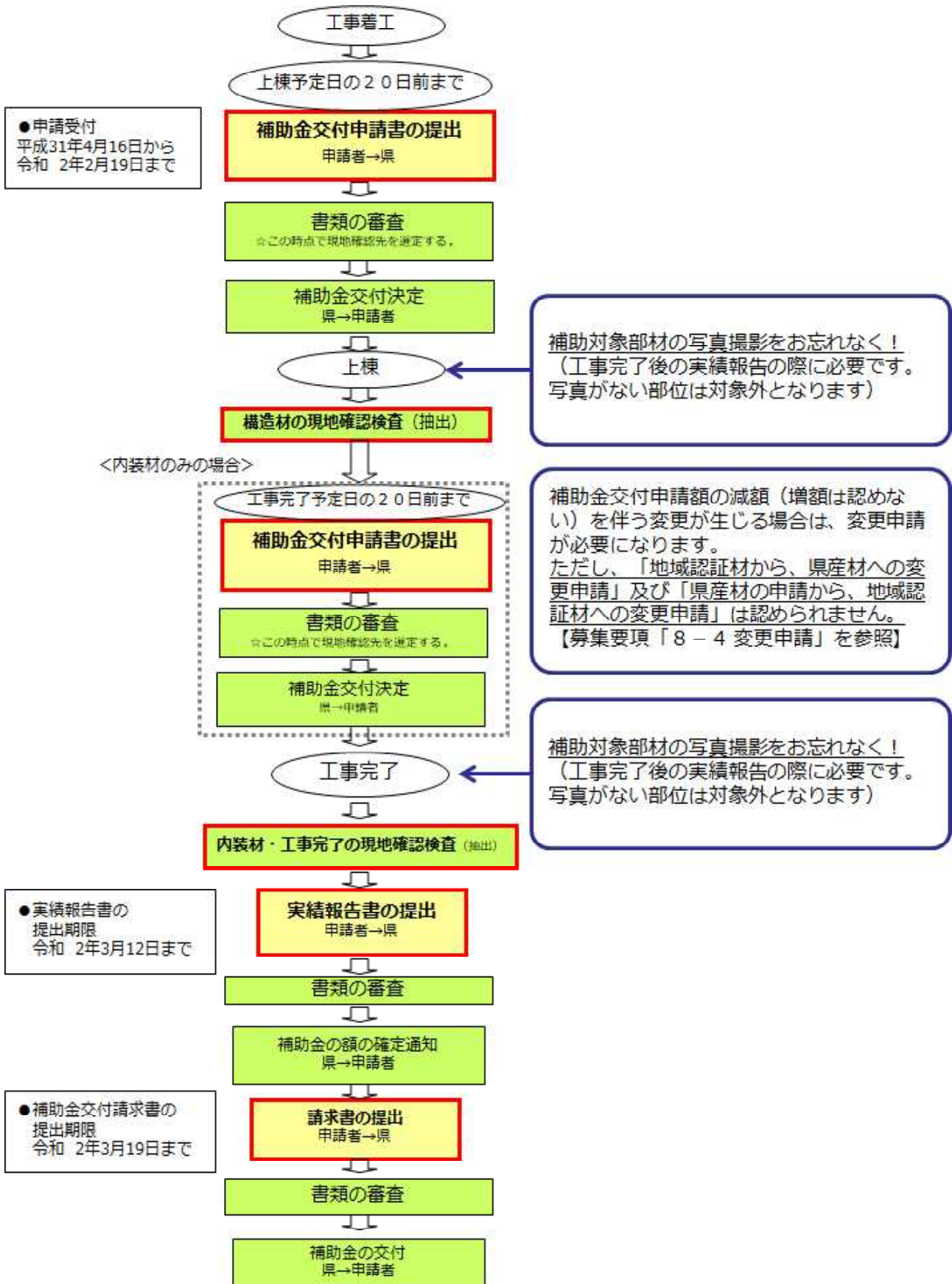
◆お問い合わせ先◆  
奈良県農林部奈良の木ブランド課 需要基盤強化係  
電話番号 0742-27-7470(直通)  
FAX番号 0742-27-1070

※具体的な応募要件や申請手続き、必要書類などの最新情報は、下記HPでお知らせします。

【奈良県農林部奈良の木ブランド課ホームページ】

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=27678>

# 補助金申請から交付までの基本的な流れ





平成31年度 奈良の木を使用した住宅への助成事業  
**納品伝票の写しについて**

実績報告時に提出する「納品伝票の写し」については、「木材・木製品の合法性・持続可能性証明書（第8号様式・第9号様式）（以下「証明書」という。）」の記載（宛名）に応じて、以下の取扱いとしますのでご留意下さい。

## 1. 提出枚数について

### 【具体例1】

納品の流れ：「A：認定事業者」→「B：建築業者」  
実際の納品伝票の枚数：1枚 A→Bへの納品伝票

- 《原則》 ① 証明書の宛名が「奈良県知事」である場合  
② 証明書の宛名が「建築業者」である場合  
→ 提出枚数 … 1枚 A→Bへの納品伝票

### 【具体例2】

納品の流れ：「A：認定事業者」→「B：材木店」→「C：建築業者」  
実際の納品伝票の枚数：2枚 A→Bへの納品伝票・B→Cへの納品伝票

- 《原則》 ① 証明書の宛名が「奈良県知事」である場合  
→ 提出枚数 … 1枚 B→Cへの納品伝票  
② 証明書の宛名が「材木店」である場合  
→ 提出枚数 … 1枚 B→Cへの納品伝票 ★

※具体例2では、①・②どちらのパターンであっても提出する納品伝票は1枚で可

ただし、②では、納品伝票に「認証材（県産材）を証明する記載」が必要（以下2を参照）

### 【具体例3】

納品の流れ：「A：認定事業者」→「B：材木店1」→「C：材木店2」→「D：建築業者」  
実際の納品伝票の枚数：3枚 A→Bへの納品伝票・B→Cへの納品伝票・C→Dへの納品伝票

- 《原則》 ① 証明書の宛名が「奈良県知事」である場合  
→ 提出枚数 … 1枚 C→Dへの納品伝票  
② 証明書の宛名が「材木店1」である場合  
→ 提出枚数 … 2枚 (1) B→Cへの納品伝票 ★  
(2) C→Dへの納品伝票 ★  
→ 証明書の宛名が「奈良県知事」ではなく、かつ、宛名に記載されている業者（以下「宛名業者」という。）から建築業者に直接納品されていない場合は、宛名業者（材木店1）から建築業者への全ての納品伝票が必要



#### 【具体例 4】

納品の流れ：「A：認定事業者」＝「A：建築業者」  
実際の納品伝票の枚数：0枚

認定事業者が建築業も行っており、実際の納品書がない場合は申請者邸に納品したことを証明する「納品証明書」を「奈良県知事」宛て、原本で提出が必要。証明書には以下を記載すること。

- ・申請者邸に納品した旨
- ・納品した木材の樹種、品目、規格（mm）（長さ・幅・厚み）、数量、材積（m<sup>3</sup>）

## 2. 奈良県地域認証材（又は奈良県産材）の証明について

**証明書の宛名が奈良県知事と異なる場合**、納品伝票には、提出するもの全てに、**納品業者による奈良県地域認証材（又は奈良県産材）を証明する記載が必要**

（上記1の具体例では★マークの納品伝票が該当）

【記載例】（地域認証材の場合）：下記の物件は奈良県地域材認証制度に基づく奈良県地域認証材です。

（県産材の場合）：下記の物件は奈良県産材証明制度に基づく奈良県産材です。

平成31年度 奈良の木を使用した住宅への助成事業  
**写真の撮り方について**

実績報告時に提出する写真は、補助金支出の根拠となる重要な証拠になるため、以下の留意事項に注意して撮影してください。

**【実績報告時に提出する必要がある写真】**

1. 工事着手前の写真（新築の場合は不要）
2. 補助対象部位ごとの木材の使用状況を確認することができる写真
3. 完成写真（新築・増改築の場合は外観全景、リフォームの場合はリフォーム部分）

**【実績報告時に提出する写真に関する留意事項】**

**共通**

- ①ピントが合っており、対象を明確にして撮影していること
- ②A4用紙にカラー印刷もしくは貼付しているものであること
- ③写真のサイズは、見やすい大きさであること
- ④各写真の上下の向きを揃えること  
※縦・横の写真が混在する場合等は、1枚のA4用紙ごとに揃えてください。
- ⑤必ず撮影対象を明記すること

**構造材**

**※写真の枚数に上限はありません。**

「全体を撮影した引きの写真」と「部位を拡大した写真」を組み合わせるなどして以下の事項を満たすように写真を提出してください。（内装材においても同じ）

- ①補助対象部位は全種類（1部位につき最低1枚以上）を提出すること
- ②建物のどの位置に使われているか分かること
- ③部位の形（奥行きや厚み）の判断ができること
- ④木目などにより樹種の判断ができること（養生で隠れているものは不可）
- ⑤写真に写っている部位の名称を明記すること（例：土台、大引 等）

**内装材**

- ①補助対象部位は全種類（1部位につき最低1枚以上）を提出すること
- ②なるべく据え付け家具や設備等と一緒に撮るなどして、各階平面のどの位置に使われているか分かること
- ③木目などにより樹種の判断が出来ること
- ④写真に写っている部位の名称を明記すること（例：床、壁 等）

**その他**

「工事着手前の写真」と「完成写真」は、それぞれ同じアングルで撮影することとし、工事完了前後の対比が明瞭であること